

法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

国税庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上、法人番号の付番機関とされており、平成 27 年 10 月 5 日（月）の同法施行を控え、法人番号の通知・公表等について、具体的なスケジュールを以下のとおり予定していることから、前もってお知らせいたします。

なお、法人番号は広く一般にご利用いただくことを前提としており、10 月 5 日（月）にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本 3 情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）を順次掲載し、公表します。

1 法人番号指定通知書の発送等

(1) 設立登記法人及び国の機関・地方公共団体

設立登記法人については、10 月 22 日（木）から 11 月 25 日（水）の間に、都道府県単位で 7 回に分けて発送する予定です。

また、公表については、通知したものから順次行うこととしており、初回は 10 月 26 日（月）を予定しています。

※ 具体的な都道府県別の法人番号指定通知書の発送日は別紙のとおりです。

なお、国の機関・地方公共団体については、10 月 22 日（木）の発送、10 月 26 日（月）の公表を予定しています。

(2) 設立登記のない法人及び人格のない社団等

設立登記のない法人及び人格のない社団等については、11 月 13 日（金）に発送する予定です。

公表については、設立登記のない法人は、11 月 17 日（火）に行う予定です。

また、人格のない社団等は、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得たもののみ公表することになっているため、公表に同意する旨の書面（法人番号指定通知書に同封する「法人番号等の公表同意書」）を国税庁において收受したもものから順次公表する予定です。

2 法人番号指定通知書の送付先

法人番号指定通知書は、設立登記法人については、登記上の所在地、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出された申告書・届出書に記載の所在地へ送付いたします。

問い合わせ先

法人番号準備室	課長補佐	小野 (81-3815)
	課長補佐	齋藤 (81-3814)
	課長補佐	磯邊 (03-5800-1081 (2110))

法人番号の通知書発送及び公表予定日

	指定対象法人の所在地（地域）等	通知書発送予定日	基本3情報の公表予定日
設立登記法人（国の機関・地方公共団体等含む）	国の機関・地方公共団体 東京都23区 （千代田区、中央区、港区）	平成27年10月22日（木）	平成27年10月26日（月）
	東京都23区 （千代田区、中央区、港区以外）	平成27年10月26日（月）	平成27年10月28日（水）
	東京都（23区外）、 北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、 群馬県	平成27年10月28日（水）	平成27年10月30日（金）
	埼玉県、千葉県、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県	平成27年11月4日（水）	平成27年11月6日（金）
	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、京都府	平成27年11月11日（水）	平成27年11月13日（金）
	大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県	平成27年11月18日（水）	平成27年11月20日（金）
	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年11月25日（水）	平成27年11月27日（金）
設立登記のない法人・ 人格のない 社団等	全国一斉	平成27年11月13日（金）	・ 設立登記のない法人につ いては11月17日（火） ・ 人格のない社団等につ いては、公表に同意する旨の 書面を国税庁において收受 したものをから順次公表

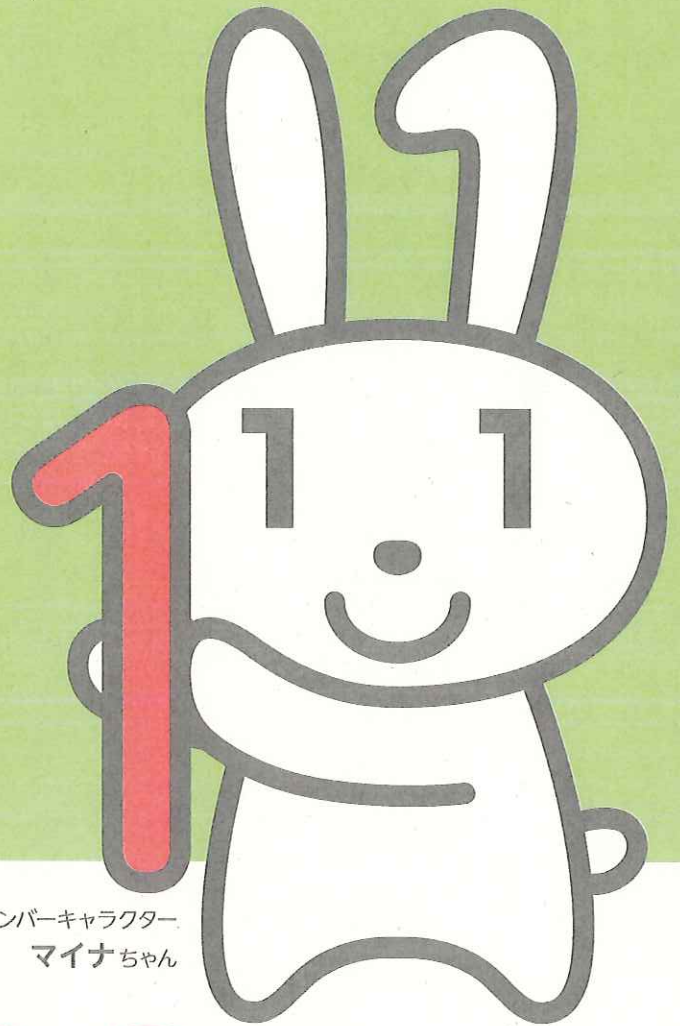
法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

法人の皆さまに 法人番号をお届けします。

法人番号 (13桁) は広く一般に公表され、どなたでも自由にご利用いただけます。

平成 27 年 10 月から、
1法人に1つ法人番号を指定し、
「登記上の本店所在地」に
通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は対象ではありません。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

インターネットで **名称** **所在地** **法人番号** が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続きをお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの  をクリック

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

法人の皆さまに法人番号をお届けします

～ まもなく通知が始まります!! ～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から国税分野においても順次、利用が開始されます。

1 法人番号の概要 ～法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」～

- 「指定」 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号（13桁）を指定します※1。
- 「通知」 法人番号の指定を受けた法人等の登記上の本店又は主たる事務所の所在地に通知書を郵送します※2。
- 「公表」 法人番号の指定を受けた法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）を、インターネット（国税庁法人番号公表サイト）で公表します。

※1) 法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。

※2) 通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに順次通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

2 法人番号の活用メリット 法人番号で わかる。 つながる。 ひろがる。

法人番号を使うと、以下のようなことができるようになります。

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。

（例）法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

（例）複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

（例）行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

➤内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>) やマイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178)をご利用ください。

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

➤国税庁ホームページのトップページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

➤国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) (平成27年10月開設) では、法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索・閲覧などができます。

最新情報は随時更新しますので、それぞれのお知らせコーナーをご覧ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

